

～平成29年度税制改正⑥～

平成29年度税制改正内容について概説する。当Noは平成29年度税制改正の主な項目の概要⑥(地方における企業の拠点強化を促進する特例措置の拡充)について記載する。

(ポイント)

- 地方における企業の拠点強化を促進する特例措置の拡充
- 地方活力向上地域における特定建物等の取得時に特別償却又は特別控除の期間や控除率の拡充
- 雇用促進税制における地方事業所基準雇用者数に係る措置の拡充等

1.地方における企業の拠点強化を促進する特例措置の拡充(特定建物等の特別償却等)

(1)概要

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度における税額控除率を引き上げる措置の適用期限が1年間延長される。

①ポイント

- いわゆるオフィス減税について、平成29年度に引き下げられる税額控除率が現行水準まで引き上げる。
- 特定建物等とは、建物及びその附属設備並びに構築物で、取得価額の合計額が2,000万円以上(中小企業者の場合には1,000万円以上)のものをいう。

②タイプ

拡充型

	現行:平成29年度	改正案:平成29年度
税額控除	取得価額 × 2%	取得価額 × 4%

※ 法人税額の20%が限度

○大法人も含めすべての青色申告法人が対象

移転型

	現行:平成29年度	改正案:平成29年度
税額控除	取得価額 × 4%	取得価額 × 7%

※ 法人税額の20%が限度

○中小企業者については法人住民税にも適用

③適用時期

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間に、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた場合に適用がある。

(裏面に続く)



～平成29年度税制改正⑥～

2. 地方における企業の拠点強化を促進する特例措置の拡充(雇用促進税制)

地方において安定した雇用を確保する観点から、雇用促進税制における地方事業所基準雇用者数に係る措置が拡充された。本社機能を移転する企業の実態に合わせるため、移転型事業の要件が緩和された。

【現行】

項目	基準雇用者割合が10%以上	基準雇用者割合が10%未満
税額控除	50万円 × 地方事業所基準雇用者数	20万円 × 地方事業所基準雇用者数

【改正内容】

項目	基準雇用者割合が10%以上	基準雇用者割合が10%未満
税額控除 (①+②+③)	<p>① 60万円 × $\left(\frac{\text{地方事業所基準雇用者数のうち}}{\text{新規雇用者数に達するまでの数}} \right)$</p> <p>② 50万円 × $\left(\frac{\text{新規雇用者総数から新規雇用者数を控除した数(新規雇用者総数の40%に達するまでの数を限度)と地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数との合計数}}{\text{新規雇用者総数から新規雇用者数を控除した数(新規雇用者総数の40%に達するまでの数を限度)と地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数との合計数}} \right)$</p> <p>③ 40万円 × $\left(\frac{\text{新規雇用者総数から新規雇用者数を控除した数のうち新規雇用者総数の40%を超える部分の数}}{\text{新規雇用者総数から新規雇用者数を控除した数のうち新規雇用者総数の40%を超える部分の数}} \right)$</p>	<p>① 30万円 × $\left(\frac{\text{地方事業所基準雇用者数のうち}}{\text{新規雇用者数に達するまでの数}} \right)$</p> <p>② 20万円 × $\left(\frac{\text{新規雇用者総数から新規雇用者数を控除した数(新規雇用者総数の40%に達するまでの数を限度)と地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数との合計数}}{\text{新規雇用者総数から新規雇用者数を控除した数(新規雇用者総数の40%に達するまでの数を限度)と地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数との合計数}} \right)$</p> <p>③ 10万円 × $\left(\frac{\text{新規雇用者総数から新規雇用者数を控除した数のうち新規雇用者総数の40%を超える部分の数}}{\text{新規雇用者総数から新規雇用者数を控除した数のうち新規雇用者総数の40%を超える部分の数}} \right)$</p>

※1 地方事業所基準雇用者数は、その地方事業所基準雇用者数がその適用年度の基準雇用者数を超える場合には、その基準雇用者数とする

※2 新規雇用者数とは、その特定業務施設における新たな雇用者の数をいう(無期雇用かつフルタイムが要件)

※3 新規雇用者総数とは、その特定業務施設における新規雇用者数の合計をいう(地方事業所基準雇用者数を超える部分を除く)

【移転型事業の要件緩和】

特定業務施設における増加従業員の過半数が特定集中地域からの転勤者であることの要件について、特定集中地域における従業員の減少人を上限として、特定業務施設における新規雇用者の一部を特定集中地域からの転勤者とみなすこととされる。

(朝日税理士法人 事業法人通信チム編集)

コラム:実務家のひとこと

(平成30年以後の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しにおける源泉徴収税額)

平成29年度改正に伴い、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われた。合計所得金額が900万円以下の居住者と、生計を一にする配偶者の合計所得金額が85万円以下の「源泉控除対象配偶者」が配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合に日々等の源泉徴収で留意が必要だ。給与等を支払う際の源泉徴収税額は給与所得の源泉徴収税額表で求めるが、計算には扶養親族等の数を算定を要する。扶養親族等の数の算定は、配偶者が「源泉控除対象配偶者」に該当の場合は扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされる。なお、参考であるが、国税庁からの「平成30年分以後の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて(毎月(日)の源泉徴収のしかた)」で、給与所得の源泉徴収税額表の甲欄を使用する場合の配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法が、給与所得者の合計所得金額900万円以下と900万円超の事例で記載されている。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。